

総社市基準緩和通所サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市基準緩和通所サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則

総社市基準緩和通所サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年総社市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条，項及び号の表示に下線が引かれた条，項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条，項及び号の表示に下線が引かれた条，項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には，当該移動条項等を当該移動後条項等とし，移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には，当該移動条項等（以下「削除項」という。）を削り，移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には，当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(第1号通所事業者の一般原則)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1号通所事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 第1号通所事業者は，サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第23条 緩和サービス事業者は，緩和サービス事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら</p>	<p>(第1号通所事業者の一般原則)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第23条 緩和サービス事業者は，緩和サービス事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら</p>

改正後	改正前
<p>ない。 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) 略</u> (勤務体制の確保等) 第24条 略 2 略 3 緩和サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、緩和サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 緩和サービス事業者は、適切な緩和サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) 第24条の2 <u>緩和サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する緩和サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 緩和サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に変更しなければならない。</u> <u>3 緩和サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p>	<p>ない。 (1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u> (勤務体制の確保等) 第24条 略 2 略 3 緩和サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p>

改正後	改正前
<p>第26条 略</p> <p><u>2 緩和サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 緩和サービス事業者は、当該緩和サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該緩和サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該緩和サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該緩和サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>3 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第28条 略</p> <p><u>2 緩和サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該緩和サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第33条 緩和サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 緩和サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した緩和サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>第26条 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 緩和サービス事業者は、当該緩和サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第28条 略</p> <p>(市への協力)</p> <p>第33条 緩和サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、<u>提供した緩和サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 <u>緩和サービス事業者は、緩和サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して緩和サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても緩和サービスの提供を行うよう努めなければならない。</u> (事故発生時の対応) 第34条 略 <u>(虐待の防止)</u> 第34条の2 <u>緩和サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該緩和サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該緩和サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該緩和サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(安全管理体制等の確保) 第41条 略 <u>(電磁的記録等)</u> 第42条 <u>緩和サービス事業者及び緩和サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項及び第17条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u> 2 <u>緩和サービス事業者及び緩和サービスの提供に当たる者は、交付、説明、</u></p>	<p>(事故発生時の対応) 第34条 略</p> <p>(安全管理体制等の確保) 第41条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（その他） 第43条 略</p>	<p>（その他） 第42条 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条第3項の規定の適用については、同項中「研修を実施する等の措置を講じなければならない」とあるのは「必要な措置を講じるよう努めなければならない。ただし、研修を実施する措置については、講じなければならない」とし、第23条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、第34条の2の規定の適用については、同条中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない。ただし、第3号に掲げる措置については、講じなければならない」とする。
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第24条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第24条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第27条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。